

課 題	具体的取組	取組目標	5年間の取組成果	主な実績
			主な施設の利用率状況(18年度→21年度) ・区役所附設会館(37施設→36施設) 18年度:49.3%→21年度:62.0% ・人権文化センター(13施設→11施設) 18年度:14.9%→21年度:35.0% ・市民学習センター(5施設) 18年度:65.2%→21年度:71.6% ・クレオ大阪(5施設) 18年度:63.9%→21年度:68.3%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用当日受付の実施</li> </ul>
2 施設の活用の見直し	①面積当り経費の削減  ②統廃合	施設の管理運営は、指定管理者制度の導入など原則として競争原理の生じる形態での外部委託とし、効率化、変動化を図る  (1)施設において実施される各種事業について、その公共性に応じて廃止や民間委託も含めた今後のあり方を整理する  (2)施設本来の設置目的を損なわない範囲で、ニーズに応じた運用や柔軟な利用料金の設定、また廃校後の校舎や運動場用地の活用を図るなど施設の有効活用に努める  (3)同時に、施設自体のあり方についても転用や複合化も含めて見直し、全庁的な組織のもとで方向性を示す	指定管理制度導入効果 ▲44.7億円(17～21年度) (全会計 税等ベース) 「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」を策定し、指定管理者制度のより円滑な導入と適正な運用を図った結果、導入施設数は353施設、導入による効果額も17～21年度の5年度合計で44.7億円となり、公募による選定割合も94.1%となった。  指定管理者制度を活用し、施設管理だけでなく施設を活用した事業も民間事業者で行うことで地域の活性化につなげるなど事業のあり方を整理することができた。  各所管施設における各種統廃合の実施。  関係6局で構成される資産流動化プロジェクト施設チーム(施設PT)を設置し、施設所管局の整備予定を把握するとともに、市設建築物のデータベースを活用しながら、具体施設について検討を進め、再編整備することができた。  また、施設PTにおいて、利用効率の悪い施設や利用率の低い施設については、施設の維持管理コストや建替え経費なども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」を策定(18年12月)</li> <li>・22年3月末現在、353施設が指定管理者制度へ移行済み              (18年度末)→(23年3月末)              公 募 : 162施設 → 332施設              非公募 : 115施設 → 21施設              計 : 277施設 → 353施設              公募割合 : 58.5% → 94.1%</li> <li>・「市民利用施設の利用状況」を公表(18年12月～)</li> <li>・「低利用施設における利用状況と今後の取組み計画」を策定(19年4月)</li> <li>・「市設建築物のファシリティマネジメントの取組み等」について状況を公表(19年7月～)</li> <li>・全保有資産(土地・建物)に関するデータベースの公表(22年11月)</li> <li>・「市設建築物における再編整備計画」の公表(22年11月)            [実施施設]            ・東淀川勤労者センターの廃止及び地域老人福祉センター(9館)の廃止(19年3月)</li> <li>・北区と城東区の元勤労青少年ホームを保育所へ転用(19年4月)</li> </ul>

課 題	具体的取組	取組目標	5年間の取組成果	主な実績
			<p>併せて検討し、事務事業の総点検の結果も踏まえながら、今後の基本的な方向性を整理した。</p> <p>北市民病院については、政策医療を他の市民病院へ移転したうえで、民間医療機関に移譲することにより、地域医療の継続を図った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働会館及び日之出共同作業場の廃止（20年3月）</li> <li>・旧安治川海員会館について、公募売却を実施（20年3月）</li> <li>・東淀川区内の人権文化センターの3館を1館に統合（20年4月）</li> <li>・元鶴見会館、元今津会館、元幼児教育センターの一部を保育所へ転用（21年8月）</li> <li>・中央児童相談所、教育センター内教育相談部門を移転・統合し、こども相談センターを設置（22年1月）</li> <li>・信太山老人ホーム、馬淵生活館、延寿荘、中央青年センター、阿倍野青年センターの廃止（22年3月）</li> <li>・人権文化センター、もと青少年会館、もと地域老人福祉センター3施設の交流機能を統合し、人権文化センターは廃止（22年3月）、市民交流センターを設置（22年4月）</li> <li>・北市民病院の民間医療機関への移譲（22年4月）</li> <li>・2か所の保育所を廃止（22年4月）</li> <li>・日之出荘の廃止（23年3月）</li> </ul>
3 土地の有効活用の促進	①未利用地の処分	<p>本市所有の土地のうち、利用計画のない土地及び利用計画はあるが事業化の目処が立たない用地について、活用を検討するものと処分を検討するものに分類した上で、処分検討地については、売却を促進することで、税外収入並びに固定資産税等の確保と金利負担の削減などを図る</p> <p>(1)全市の市有地（利用予定がある土地を含む）一元管理の実施</p> <p>(2)施設の新築建替に当たっては、高度利用・複合利用を図り、余剰地を生み出すとともに、施設の統廃合跡地の有効活用（処分・貸付）を図る</p>	<p>資産流動化プロジェクト（用地チーム）を設置し、未利用地情報の一元管理を実施し、処分すべき未利用地の売却を促進することができた。</p> <p>売却実績（全会計ベース） 109,732百万円（545,613㎡）</p> <p>また、施設の新築建替にあたっては、資産流動化プロジェクト（施設チーム）における評価と「財産運用委員会高度利用検討部会」での検討、調整を経たものにより、高度利用・複合利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未利用地情報の一元化及び公表（18年9月）</li> <li>・「大阪市未利用地活用方針」を策定（19年6月）</li> <li>・「処分検討地」「継続保有地」「事業予定地」の3つに分類（19年6月）</li> <li>・モデル事業による買取意向調査及び売却仲介の業務委託（19年7月）</li> <li>・市有地活用支援システムの改修（20年3月）</li> <li>・未利用地追加分活用方針及び処分等の推進状況を公表（20年6月～）</li> <li>・売却仲介の業務委託の拡充（21年度～）</li> <li>・売却実績</li> </ul>